

マイナンバー制度と 国・地方デジタル化の今後

武蔵大学社会学部教授

庄司 昌彦
しょうじ まさひこ



政府は2020年末に、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」と「デジタル・ガバメント実行計画」を閣議決定した。

この一連のデジタル改革のうち、特に重要なテーマが「マイナンバー制度」と「国・地方デジタル化」である。筆者は、総務省の「自治体システム等標準化検討会」座長や「地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に係る検討会」座長、そしてデジタル・ガバメント閣僚会議のもとに設けられた「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（マイナンバーWG）」の構成員としてこれらのテーマの議論に関わってきた。そこで、以下ではこの改革の目的と取り組みの概要を整理し、改革を

進めるうえで考慮すべき点などを自らの観点から述べたい。

マイナンバーカードとマイナンバー

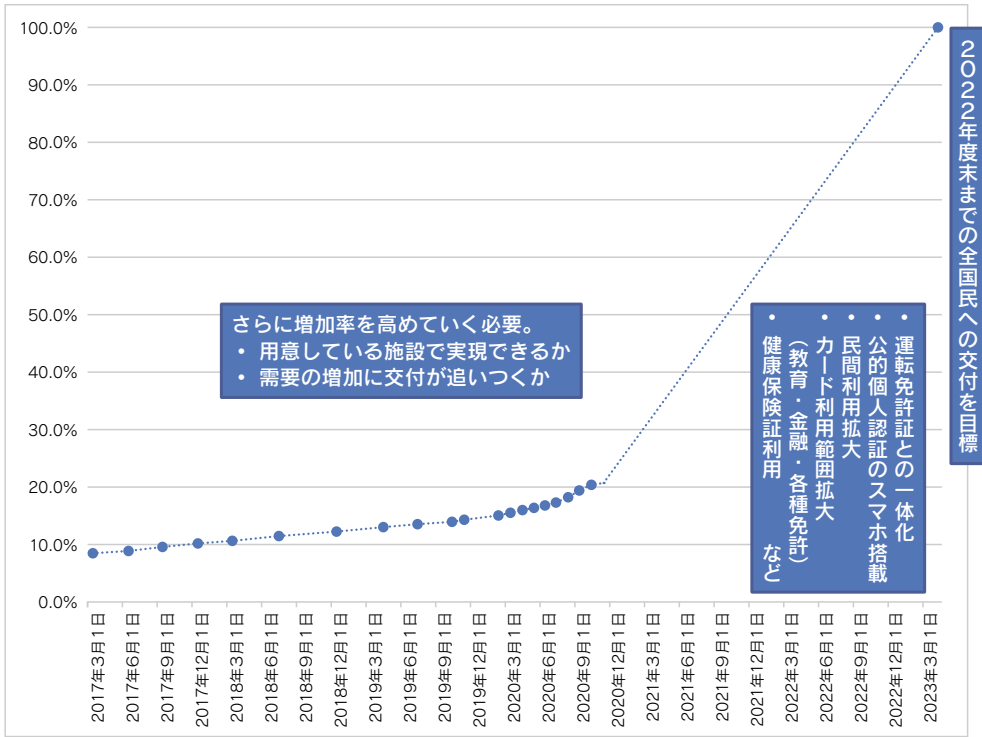
まず重要なのは、「マイナンバーカード」である。

特別定額給付金の手続きでは、マイナンバーカードとマイポータルを利用した申請を受け付けた。しかし、申請データをデジタルのまま処理する体制が整っていなかったなどの理由により、地方自治体の現場では人海戦術で申請内容を確認するなどの支障が出た。また、そもそもマイナンバーカードの普及率が低く、オンラインで申請出来る人が少ないことも問題となった。

この反省を踏まえ、また今後の超高齢社会に備えるためには、記入・封入・投函といった手間や役所へ出向いたりする負荷を削減し、誰もがいつでもどこでもオンラインで簡単に行政手続きを行えるようにしていく必要がある。

このオンライン手続きで本人確認の手段となるのが、マイナンバーカードの公的個人認証機能だ。デジタル社会の基盤となる本人確認手段を広く普及させるために、マイナンバーカードの利便性を抜本的に向上させ、国民の取得を促していくことが求められる。具体的には、運転免許証との一体化や、公的個人認証機能のスマートフォンへの搭載などが行われる。

図表1 マイナンバーカード交付率(実績と目標)



※1日時点のデータとして揃えるため一部改変。点線は2区間移動平均。
出所：総務省「マイナンバーカード交付状況について」

また、国民の取得促進については「2022年度末までにほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指す」という目

標が掲げられた。マイナンバーカードの交付率は23・1%(2020年12月1日現在)であるので、約2年間で4倍もの水準を目指すことになる。そのた

受取口座の創設などが行われる。

国・地方デジタル化と自治体システム

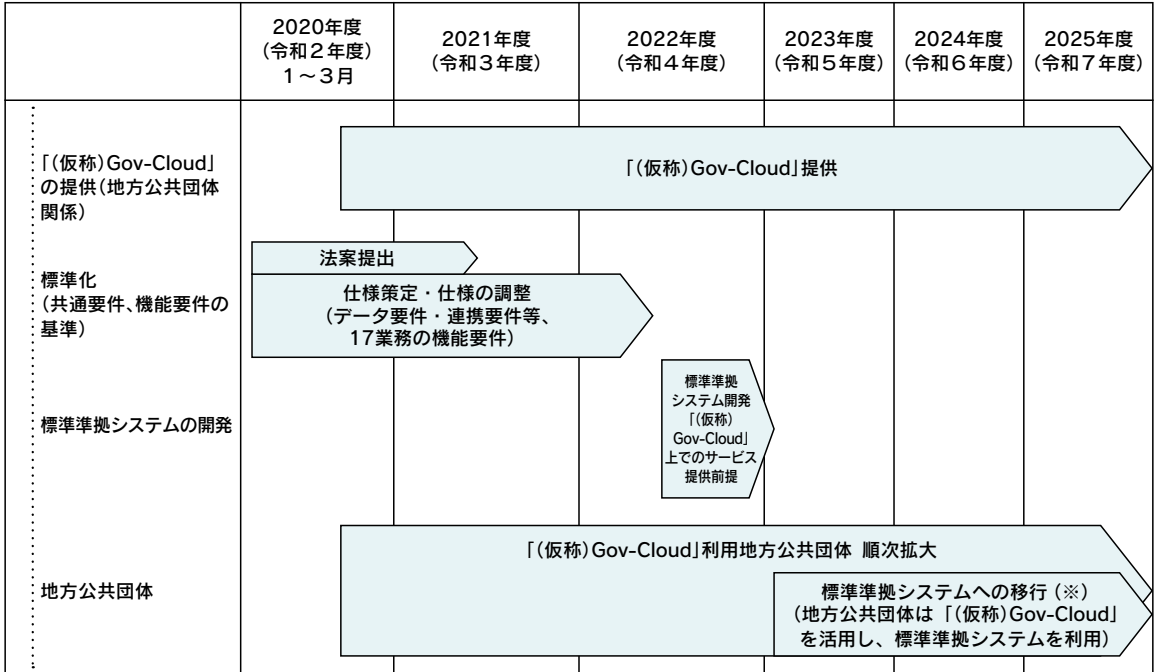
「国・地方デジタル化」については、住民記録・地方税・福祉など17分野の自治体システムの標準化・共通化が最大のテーマである。

この17分野の基幹業務については、これまでは地方自治の原則のもと、自治体が自ら情報システムを整備してきた。しかし、社会的な「全体最適」の観点で見れば、同じ制度に基づく業務のシステムを自治体ごとに開発していること、その結果、様々なカスタマイズが行われ高コスト体質になっていることなどは、解決すべき課題といえる。そして、クラウド技術の進展などにより、今や全国規模の情報システムを共同利用することで維持管理や改修のコストを下げる事が可能となっている。

「情報ハブ」としてのマイナンバーポータルの強化、年末調整・確定申告における自動入力の実現、正確な所得情報に基づくデジタル・セーフティネットの構築、マイナンバー付き公金

こうした状況を踏まえ、データベースは分散管理としながらも、共通基盤上の標準システムを共同利用していく方向へ政府は大きく舵を切った。これにより重複投資をなくして標準化・共同化を進め、またデータの活用などデジタル化を進めやすい基盤を整備する。これにより、地方自治体の人手不足や財政逼迫に対応し、行政サービスの持続可能化や高度化が可能となる。

図表2 地方公共団体の業務システムの統一・標準化の加速策



※ 取り組みにおいては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出所：デジタルガバメント実行計画別添「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)」

具体的には、政府が国・地方・独立行政法人などの共通基盤として整備する「(仮称)Gov-Cloud」の上に各IT企業が自治体向けシステムを開発し、全国の自治体はそのサービスを利用するようにする。またその前提として、デジタル庁が策定する基本方針のもとで各府省が業務の見直しと標準化・共通化を行い、情報システムの標準仕様を作成する。2021年の通常国会には、標準システムの使用を地方自治体に義務付ける方向で法案が提出される予定だ。各自自治体が整備してきたシステムからGov-Cloud上の標準システムへの移行は、2025年度が目標

時期となった。

地方自治体やIT企業では、短期間で大規模な移行作業が行われることに対して、データ移行の困難さや制度的対応の必要性、人や予算の不足などについて不安の声もある。これらに対しては、国が財源面を含め主導的な支援を行う。また各地の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める予定だ。

失敗を繰り返し返さぬための行動変容を

政府が横断的な組織を作り、国と地方のデジタル化を強力に進めるといってデジタル改革は、今回が初めてではない。2001年施行のIT基本法も、その後のIT戦略本部の活動も、2013年の政府CIO設置とIT戦略本部からIT「総合」戦略本部への体制強化も、同じようなことを謳ってきたが、結局「デジタル敗戦」とも評される事態を招いてしまった。政府・自治体は、その反省と教訓の上に立ち、今回こそは失敗を繰り返さないよう、真摯に粘り強く改革を進める必要がある。このデジタル改革を、情報システムの技術的な内容で留めず、行政のあり方や国・地方の連携、官・民の連携を見直し、デジタル技術が力を発揮出来るように、それぞれが行動変容をする機会にしなければならない。